

○自走式草刈機使用基準

昭和 55 年 6 月 1 日

- 1 自走式草刈機(以下「ハンマーナイフモアー」という。)の使用については、[白井市防除機具貸付規程\(昭和 32 年規程第 2 号\)](#)に定めるもののほか、この基準による。
- 2 ハンマーナイフモアーの貸付の対象は、白井市に在住する農業者及びその他のもので、農地利用増進のため必要な措置又は農業上所要する土地の保全、管理その他市長が特に認める場合に限るものとする。
- 3 ハンマーナイフモアーの使用者(以下「使用者」という。)は、別に定める取扱事項を遵守し、機器の性能を損なわないため必要な点検と操作及び整備に努めなければならない。
- 4 使用者において、ハンマーナイフモアー操作中は自己及び第三者における事故防止に留意し、必要のある場合は、事前に事故防止に係る防護の施設を図るなど万全な措置を講じなければならない。
- 5 [前項](#)の事故及び運搬中の事故における費用の負担は、使用者又は運送者の負担とする。
- 6 ハンマーナイフモアー使用において故意又は重大な過失によって損壊し、又は故障を生じた場合は、その修理(買換えも含む。)に要する経費の全額を使用者において支弁する。
- 7 ハンマーナイフモアー使用における燃料及び潤滑油等の経費は、使用者が負担する。
- 8 ハンマーナイフモアーを返還しようとする場合は、燃料系統、伝導系統及び電気系統を完全に点検整備(本体及び気化器に附着したゴミ等は除去すること。)をし、かつ、係員(産業課)の検査を受けなければならない。
- 9 この基準のほか、必要な事項が生じた場合は、市長が別に定める。